

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2015年7月7日（火）

第500号 本号5頁

憲法しんぶん速報版500号！！

憲法しんぶん速報版は、明文改憲の動きが顕著になった2000年はじめの創刊以来、日本の戦後の歴史の岐路となっている今日の戦争法案阻止のたたかいの中で通巻500号を迎えました。

読者・関係者のみなさまにとって、また憲法運動の前進にとって、役立つ速報版であり続けたいと念願しています。今後ともご協力、よろしくお願いいたします。 憲法会議事務局

国民世論に忠実なら廃案しかない！！

総がかり行動実行委員会が全国一斉街頭宣伝 都内12カ所 昼休みの茗荷谷で署名51人分

7月7日、総がかり行動実行委員会が呼びかけた全国一斉街頭宣伝行動は東京都内で12カ所の宣伝行動が行われます。その内12時30分から13時15分、地下鉄丸の内線茗荷谷駅前の宣伝、署名行動に憲法共同センターが取り組み、新日本婦人の会、農民連、憲法会議のメンバー35人が参加しました。



ハンドマイクの訴えは司会・米山新婦人事務局長、弁士は笠井新婦人会長、高橋新婦人副会長、渡辺農民連青年部事務局長、田中憲法会議担当常任幹事でした。チラシを配布し署名の訴えを行いました。

宣伝を始めると、会社員風の男性、工事現場に行く途中の男性、女学生、赤ちゃんを抱えた女性、年配の女性、大学生など次々と署名し、署名は51人から寄せられました。対話の輪も次つぎでき、真剣に考え質問をする高校生もいました。「賛成だ」とはっきり言い捨てて通り去る高齢者もいました。いずれにしても関心の高さが感じられました。

明日8日 特別委員会一般質疑がおこなわれます

7月8日（水）は9時から7時間の予定で一般質疑が行われます。質問者は公明党（40分）の北川一雄、民主党（3時間26分）の原口一博、渡辺周、寺田学、緒方林太郎、辻元清美、維新の党（1時間54分）の重徳和彦、足立康史、篠原豪、日本共産党（1時間）の畑野君枝、宮本徹各議員です。日本共産党の質問開始予定は16時です。

傍聴ご希望の方は憲法会議事務局（携帯080-1306-6303 平井）にご連絡ください。途中からでも傍聴できます。

明後日9日 国会前座り込み／木曜連続行動(第8回)

7月9日(木)10時から17時、衆議院第2議員会館前から参議院議員会館前にかけて「戦争法案廃案!強行採決絶対反対国会前座り込み」をおこないます。10時、12時、16時30分の3回、集会がおこなわれます。座り込み時間には議員要請、交流などの行動をおこないます。

同日18時30分から19時30分、同じ場所で「第8回止めよう戦争法案国会前木曜連続行動」です。行動では、主催者あいさつ、国会議員報告のほか、日弁連憲法問題対策本部、小森陽一東京大学教授・九条の会事務局長、中野晃一上智大学教授・立憲デモクラシーの会呼びかけ人らからの連帯あいさつが予定されています。

7月1日特別委員会参考人質疑

第1次安倍政権で自衛隊の実務を取り仕切っていた柳沢氏が法案の欠陥指摘

鳥越氏は「言論の自由、表現の自由への挑戦に大変危機感」

7月1日の衆議院安保法制特別委員会は、午前中に5人の参考人質疑、午後は一般質疑を行われました。参考人には野党推薦の伊勢崎氏、鳥越氏、柳沢氏の3人、与党推薦は小川氏と折木氏の2人でした。

伊勢崎賢治氏 (世界各地で紛争処理にあたった経験をもつ東京外国語大大学院教授)

自衛隊の根本的な法的地位を問うことなしに、自衛隊を海外に送ってはならない

P K Oは現在全て住民の保護が最重要任務になっております。つまり、停戦の監視よりも住民の保護が優先される時代です、ですから停戦が破れ戦闘状態になっても、P K Oは撤退しません。住民の保護のために武力行使をします。ということは、停戦が破れたら活動停止そして撤退という我が国のP K O五原則は、ここで本当でしたら根本的に見直さなければなりません。例えば自衛隊の駐屯地に住民が助けを求めて駆け込んでくる。しかし保護して中に入れた住民の中に武装グループが紛れていたらどうするか。住民と戦闘員の区別はつきません。その結果、非戦闘員の住民を誤射してしまう場合があります。これはP K Oの現実としてしっかり想定すべきことです。日本では、そういう武装グループは国家もしくは国家に準ずる組織ではないのだから、そういう連中への武器の使用は国際法上の武力の行使には当たらないという議論があります。この日本独自のロジックは、現代の国際人道法の運用には全くありません。国家もしくは国準でなければ、こういうふうには日本が勝手に想定して、国際人道法に関係なく殺せるというふうにはこれはとれますので、もしこれを英語に訳して発信したら、これは大変なことになります。自衛隊員が任務遂行の中で誤って現地の人々を傷つけてしまったら、これは過失です。自衛隊の活動のような軍事行動は、個人の意思が極度に制限される国家の命令行動であります。しかし、その中で過失が起こった場合、日本の場合は、自衛隊個人が犯罪として責任を負うのです。これは重大な矛盾です。自衛隊の根本的な法的地位を国民に問うことなしに、自衛隊を海外に送ってはなりません。688

鳥越俊太郎氏 (ジャーナリスト)

新聞のミッションは、権力をチェックする機能

集団的自衛権行使は日本が標的になる可能性がある、私がもしテロリストだとすれば、まず最初に考えるのは新幹線です。きのうはガソリンを持ち込んだわけですがけれども、爆弾を誰かが持ち込んで爆破しても何の不思議でもない。そうしますと恐らく千人を超える犠牲者が出る。日本が集団的自衛権ということで突っ込んでいくことの危険性について一考願いたいのが第一点です。もう一つは、自民党本部で行われた文化芸術懇話会、37人の議員と、百田さんという作家が講演をされた。でマスコミを懲らしめるには広告収入を減らせ、不買運動を起こすために経団連に働きかけよ

と。それから、講師である百田さんは、沖縄の二つの新聞は潰した方がいいというようなことをおっしゃいました。明らかに憲法二十一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」に真っ向から反する。自民党という与党、絶対多数を誇る与党の議員が自民党本部の会議室で、そこには政府の官房副長官と党の総裁補佐官、党と政府の幹部が入った中で行われた。非常に危機感を覚えます。言論の自由、表現の自由というのは基本的人権の中の中核をなすものであって、アメリカを初め先進国、世界各国の共通の価値観です。これに真っ向から今回は挑戦をされたというわけで大変危機感を覚えました。新聞のミッションは、権力つまり政府及び国会をチェックする機能です。恣意的に新聞が反政府的になっているわけではなく問題があればチェックするというミッション、使命を帯びている、歴史的にそういうものは形成されているということですね。

柳沢協二氏（元官房副長官補：安全保障担当、第1次安倍政権など）

「存立危機事態」なる概念そのものを立てること自体に無理がある

私自身非常にいらいら感もあります。「存立危機事態」とは一体どういうことかということが、冒頭からかなりの議論をされておりますが、十分認識が収れんしていったという感覚がない。これはある意味非常に抽象的な話です。今度の要件は何だといえば、他国に対する武力攻撃が発生し。そこまでは一応ファクトの問題としてわかるのかもしれない。しかし、それが要件ではなくて、そのことによって我が国の存立が脅かされるかどうかということが武力行使の要件となるということになると、これは一種の価値判断の問題ということなのでそこが詰まり切らないんだろう。あるいは、ホルムズ海峡の話も随分出ましたが、最近では北朝鮮からのミサイル警戒中の米艦の話が出ている。遠いところの議論をすると非常に存立危機との関連、因果関係が薄まってしまって、近いところの議論をすると個別的自衛権との切り分けが難しくなっていく。結局「存立危機事態」なる概念そのものを立てること自体に無理があるのです。また海外で自衛隊員が行う武器使用の法律は何と書いてあるか。主語は「自衛官は、」なんですね。自衛隊法八十八条の防衛出動のときのケースは、主語は「自衛隊は、」なんです。「自衛官は、」ということで、自衛官個人の責任として実はやっていかなきゃいけない。ここに対するケアのための法制というのはなかなか実は、軍法会議とかそういったものはこの憲法のもとでは難しいんだと思います。そういうところの矛盾がやはり現地、現場の隊員一人一人に向かうことは避けられないわけですからそこへの問題意識も持ってどうケアしていくのかということもぜひお考えいただかなければいけないと思います。

与党推薦の小川氏（静岡県立大特任教授。軍事アナリスト）は、7月1日の閣議決定を支持する立場で安倍内閣を高く評価する。安保法案の議論は憲法に反する部分はないなどと発言。折木氏（元統合幕僚長）は「今回の法整備は、極めて意義のあるもの」「今回の法整備で日米がさらに緊密に連携する基盤が整う」と評価しました。

参考人質疑の特徴は以下の通りです。

安倍政権になり非常に神経質な対応で抑制効果を生む

民主党の大串博志議員は、鳥越氏に「報道の自由の問題で過去あったことなど教えていただけたら」と質問。鳥越氏は「それは戦前です。戦前は報道に対する規制が治安維持法という名のもとでありました。その結果、日本は、言論の自由、報道の自由はなくなり戦争に全部賛成をするという意見しか通らなくなった。新聞は全紙とも戦争を、大政翼賛会のもとで戦争大賛成というふうになったことは御存じのとおりだと思います。」と答え、安倍政権になってから、政権のマスコミ、メディアに対する対応が変わった、非常に神経質な対応になったなというのを感じている。NHKの従軍慰安婦の問題では一部変更があったと言われており、ニュース23の放送の中で、街頭のインタ

ビューの内容が気に食わないということで安倍さんはぶち切れたことがあったとして、一定の抑制効果を生むだろうと発言。

今まで事故がなかったのは奇跡、安保法制で事故は起こる

日本共産党の宮本徹議員は、伊勢崎氏に法改正がやられた場合、自衛隊員が殺してしまう危険、殺される危険について質問。伊勢崎氏は、「カンボジア以来、一発も撃たずに済んできました。事故は起きていません。これは現場の感覚では自衛隊は撃てないんです。つまり、撃てる環境の法整備をして送っていないので、撃てないことがわかっているのは自衛隊員なわけです。今まで事故が起きていないのは奇跡です。今回の安保法制でその任務が拡大するわけですから、その奇跡で済む可能性は非常に薄くなる。根本的な法的な枠組みを考えてあげないと事故は起こります。」と答弁。

自衛隊の対米従属が加速

次に柳沢氏に、戦争法案で自衛隊がいつそう米軍に従属し、一体化が加速する実態や戦闘に発進準備中の航空機への給油を認めることについてについて質問。

柳沢氏は、戦争法案では日本有事以外のあらゆる事態で「運用上の一体化」が進み、その際「情報を持ち主導権を握っているほうが主従関係で言えば主に決まっている」と語り、自衛隊は米軍への従属を深めると指摘しました。また戦争法案が、自衛隊が従来活動を禁止されていた「戦闘地域」まで行って活動するとしていることについて、「自衛隊が補給活動で入っていくとき、どのルートを通るのか、戦闘を統制している師団なりの部隊のコントロールのもとで動かなければ危ない。同士打ちの危険もある」と強調し、ここでも米軍の戦闘部隊の指揮下に入らざるを得なくなると述べました。

また発進準備中の航空機への給油は整備やミサイル補充なども含まれると述べ、「そこまでいくと、(戦闘に)発進するわけですから、『武力行使の一体化』は避けられるということとはとても言えない」と語りました。

戦闘機給油 武力攻撃と一体

7月1日の衆院安保法制特別委員会で、日本共産党の本村伸子議員は航空自衛隊小牧基地(愛知県)に配備されている空中給油機が、戦争法案によって日本防衛と関係ない事態で爆撃に向かう米軍等の戦闘機に給油することは「他国軍の武力行使と一体化」し、憲法違反だと追及しました。本村氏は政府が「個々の戦闘行動と密接な関係がある」(1999年、内閣法制局長官)と答弁してきたことを指摘。給油は戦闘行為と密接不可分であり、「戦闘行為と異質の活動」だから「他国軍の武力行使と一体化しない」という今回の説明は論理のすりかえだと追及しました。岸田文雄外相は「『一体化』の議論を国際社会に当てはめることは困難だ」と述べたため、審議が中断。外相は「日本固有の議論」だと居直るしかなく、国際法上通用しない議論であることが明らかになりました。また本村氏は、「日本が主体的に判断して実施する」と答弁した中谷元・防衛相に対し、給油活動は米軍の指揮命令のもとで一体運用されると指摘し、「机上の空論だ」と批判。小牧基地の輸送機がイラク戦争に加担した経過にふれ、「同じ過ちを繰り返してはならない」と強調し、戦争法案の廃案を求めました。

存立危機事態の認定の際、情報の入手ソース、具体的数値は開示しない

公明党の濱地雅一議員が存立危機事態の認定の際の情報について特定秘密との関係を質問。中谷防衛大臣は、対処基本方針を作成する際、事態の認定の前提となった事実等に特定秘密が含まれる場合も考えられますが、そのような場合は、特定秘密にかからないようにする形で国会や国民の皆さんに事実認定の根拠を示すと答弁。

濱地議員が再度「特定秘密にかからない形とはどういうことなのかを質問。中谷大臣は、「情報の入手ソースまた具体的数値そのものは明示しない形で情報を整理するなどして、特定秘密にかか

らないように事態認定の根拠をお示しすべきものと考えております」と特定秘密は開示しないと答弁しました。